

最終処分場設置に対する全委員の意見一覧

意見①

安定型最終処分場が有毒物質 PFAS の汚染源となっている事例が全国で多数あるにもかかわらず、当該事業者（伊賀環境サービス株式会社）は本計画施設が有害物質の汚染源となることはないと主張するだけで、その主張を裏付ける確な根拠を示していない。

水道水源保護区域内の施設が有毒物質の汚染源となる不測の事態はあってはならない。ところが、事業者は、産廃処分場の閉鎖後の水質汚染の発生について、汚染者としての責任を負わないと表明している。

このことから、当産廃処分場の設置計画が実施された場合、当計画施設が有害物質の汚染源となる危険をはらんでおり、当施設の存在は水道水の水質保全にとって、長期にわたりリスクであり続ける。

水道水源保護区域に位置する当計画施設は水道水源及び水道水の汚濁を引き起こす恐れがあり、市民の命と健康が危険に曝される可能性を排除できない。よって、伊賀環境サービス株式会社が設置を計画している大山田産廃処分場は、伊賀市水道水源保護条例の第 2 条（４）の規制対象事業場に該当すると考える。

意見②

安定型最終処分場であることから、水質を汚濁する事業場とするには他関係法令と齟齬が生じ困難である。

次に、「汚濁するおそれ」についての検討は、科学的、客観的な見地から判断する必要がある。また、行政判断は公平性も重要である。従って、「汚濁するおそれ」との判断には理由を見いだせない。

計画事業者に対する関係地域住民の不信感、不安感は非常に強いものがあり、理解を得るための努力、誠意には疑問を感じざるを得ない。これらの改善には時間を要することかも知れないが、必要なことは協定等により担保するなどの方法もあるが、水道担当部局が行うべきことなのかという疑問がある。

安定型最終処分場又はそのように称する施設における数々の問題は発生しているが、かなり古い施設や違法行為（不適正処分）によるものが多く、事業開始後の監視指導を強化する必要がある。（環境部局が担当）

事業者による事業開始後の違法行為の有無は、可能性ゼロとは言えないが、現時点において行政判断の根拠とすることは無理がある。

意見③

審議対象施設（安定型最終処分場）については、本市の水道水源取水口から距離を有していること、ならびに埋め立て対象物がいわゆる安定５品目に限定されていることを踏まえると、水源に影響を及ぼす可能性は低いと判断される。したがって、現行条例に照らせば、規制対象事業場には該当しないものとする。

しかしながら、当該施設の事業者と地元関係者との問いにおいては、現時点で十分な信頼関係が構築されているとは言い難い状況にある。このような状況を放置することは、将来的な地域環境の保全や円滑な施設運営の観点からも望ましいものではない。

よって、事業者に対しては、地元関係者との十分な協議を速やかに行い、環境保全及び安全確保に関する具体的かつ実効性のある協定を早期に締結するよう、強く要望するものである。

意見④

本事業場は規制対象事業場に該当すると思われる。

規制対象事業場は、対象事業を行い工場その他の事業場のうち、水道に係る水質汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場と定義されております。つまり規制対象事業場に該当しなければ、汚濁のおそれがない事業場ということになります。本件事業場は安定型産業廃棄物最終処分場であることから、将来にわたって水道にかかる水質の汚濁のおそれがないという判断はできかねます。

理由※事業者は砂岩層より下に地下水が存在しないという見解であるが、砂岩層が不透水層でその下に水はないということで理解するならば、不透水層の上には水が流れています。一般的にはその水は地下水と呼びますが、紛らわしくなるので浸透水と表現します。

①事業者の計画では、事業場の接触水がすべて水処理施設に集約されることですが、全面的な遮水処理については明確に否定されています。全面的な遮水処理なしに接触水を含む浸透水がすべて水処理施設に集水されるとは考えにくい。

②事業場の建設予定地は現状急峻な地形を含む谷部の森林であるが、建設後は伐採、造成が行われて森林ではなくなります。これにより現状が森林であることで担保されている森林の持つ多様な機能が失われます。とりわけ水道水源にかかる水源涵養機能、土砂流出防備機能が著しく損なわれ、浸透水の状況が現状と大きく変わる可能性があります。

意見⑤

伊賀市水道水源保護審議会において、「大山田安定型最終処分場設置計画」に関し、伊賀環境サービス株式会社あてに様々な質問や要望事項を伝え、回答を要求してきました。

その中で、事業者回答は「安定型最終処分場なので、それ以外のものを埋め立てる事無く、水質汚染を引き起こす事態にはならない」、「法令に定められた検査等は行うが、それ以上の対策は必要無い」、「安定型産業廃棄物最終処分場閉鎖後、5年、10年後に処分場に起因する水質悪化は想定できない」等、絶対安全であると主張しています。

しかし、既存の安定型最終処分場を起因とした水質汚染は多数発生しており、この処分場も例外では無いと言えます。

また、事業者からは、大山田（阿波・山田・布引）地域住民に対する十分な説明が成されておらず、住民の不安は払拭されていません。

この処分場が設置された場合、水道水、農業用水が汚染される危険性が将来にわたって存在することになります。

従って、「大山田安定型最終処分場」は、規制対象事業場に該当すると考えます。

意見⑥

本事業計画については、「提出資料および説明内容を前提」として審議する限りにおいて、規制対象事業として認定する根拠を見出すことは難しいと考える。

事業内容や排出物中の各種物質の想定濃度については、運用面に疑問を感じる点もあるものの、提出資料の範囲では法令上の基準を満たしているものと認識している。将来的な規制見直しや国外での厳格な基準の存在は承知しているが、本審議会としては現行法令および制度に基づき審議を行うことが適当である。

一方で、本計画の性質上、地域住民が不安を抱き、反対の意見が生じることは自然である。その声は十分に尊重されるべきであり、事業者には適宜丁寧な対応が求められる。ただし、本審議会の審議内容とは性質を異にするものと考ええる。

規制対象事業として認定する、との結論を導く場合には、水道水源保護審議会としての役割および審議対象を踏まえた上で、意見を集約する必要がある。

意見⑦⑧（連名）

伊賀市水道水源保護審議会を7回開催され審議が煮詰まってきた中で、不許可の見解を下記の通り示します。

1. 伊賀環境サービス株式会社に対する不信感

- ① 住民説明会での説明不足及び不備並びに対応の不親切が際立った。特になぜ30年間放置された山林に安定型産業廃棄物処分地の設置計画がなされたのか具体的な説明が無かった。
- ② 現地調査のためと言いながら重機による他人の土地への侵犯及び他人領地への倒木等の廃棄を行った事。そして、その事に対する事業者からの詫びの一言もない傲慢な姿勢。（環境破壊）
- ③ 事業計画は、5年間で事業を完了し2年間の猶予期間を経て事業を終えるとある。その後の問題発生について明確な回答がない。
- ④ 異常気象による大雨により調整池がオーバーフローする危険性が高い。また、急峻な土地に盛土をするために土石流発生リスクが大きい。
- ⑤ 現在住民側の産廃反対の意見書及び事業者側の見解書のやり取りを行っているが、3回目の意見書（約1200通）の提出から約半年以上経過するが相手からの見解書が届いてなく止まったままになっている。（誠意を全く感じない）

2. 産廃設置による水質悪化が発生し、人・農作物への影響が大きい。

- ① 産廃受入の展開検査を行うとあるが、今全国で安定型最終処分地において大きな問題となっているのが、この展開検査が機能しないため水質悪化を発生させ、地域住民が安心・安全に生活できなくなっている。
- ② 1日30台の車により産廃が運び込まれ、50cmの厚みにならしての展開検査で合否判定をするとあるが、底の部分の検査ができるはずがなく（量・質・時間・人）水質への影響が甚大と判断する。
- ③ 水質への影響が大きいと事業者が判断したのか浸透水を浄化する為の設備を導入し対応すると計画書にあるが、最近問題のPFASについてどのような対応を行うのか不明確である。
- ④ 放流される水の水質検査を定期的に検査するよう要請するも、検査で合格した物のみを埋め立てるため、問題の発生は無く絶対安全であり検査は実施しないと強気一辺倒で、住民の不安に対する対応はなし。
- ⑤ 悪化した水が下流に放流されると山田地区の多くの住民が水道水（飲料水）として利用している。その中には、保育園・小学校・中学校も含まれていて、子供たちや住民への健康被害発生が懸念される。更に下流の旧上野市の小田地区や三田地区も水道水として利用している事から水質悪化に同様の健康被害発生が懸念される。

- ⑥ 下流域に下阿波地区、広瀬地区、山田地区が農業用水として利用している。更に旧上野市の中瀬地区・小田地区等服部川周辺も農業用水を使った農作物（ブランド米＝伊賀米）が被害を受ける事になり伊賀ふるさと農協からも産廃反対の表明を得ている。（特に風評被害が懸念される。）
- ⑦ 地下水への影響は無いと言い切っているが、簡単な環境調査での結果から信頼性は低いと考えられる。
- ⑧ 現在の自然環境を守るためには、産業廃棄物処分地設置計画に反対し作らせない事だと考える。（めだかが長く住み続けられる水質であるため）

意見⑨

伊賀市水道水源保護条例は、水質保全と住民の生命・健康の保護を目的としており、水質汚濁のおそれがある事業は規制対象とされる。本件では事業者が安全性に関する十分な説明を行わず、市が判断するに際して必要な情報が提供されていない。

従来の環境規制は被害発生後の対応が中心であり、自然科学的知見の不確実性や遅れにより被害が拡大してきた。こうした反省から、不確実なリスクに対しても予防的に規制を行う必要性が強調される。とくに毒性物質については、完全な科学的証明を待つのではなく、潜在的な危険性を踏まえた判断が求められる。

また、アメリカ等では、行政上、“margin of safety”、あるいは予防原則の考え方により、不確実性をともなう環境リスクにも対応している。一方、日本でも地方自治体には「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法1条の2）の観点から独自に規制する裁量が認められており、水道水源保護条例は、最高裁判例上においても廃棄物処理法とは異なる目的で適用可能とされる。とくに水道法上 PFAS 基準が導入されたこの4月以降、水道行政を所管する市町村には、将来世代の PFAS 等の毒性化学物質への曝露を未然防止する責務があるものと解される。

本件では地下水影響、汚染物質漏出、PFAS 汚染、閉鎖後管理など多くの懸念に対し、事業者の回答は不十分で信頼性を欠く。以上を踏まえ、事業者が将来的な健康被害の可能性について何らの回答もしてこない以上、この処分場が「水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれがある」との疑念を払拭することはできないこと、それにもかかわらず本件処分場の問題を「住民の福祉の増進」の観点から考えるとすれば、本件処分場が現在および将来にわたり、「水質保全と住民の生命・健康の保護」という本件条例の目的を満たさない可能性を払拭しうる証拠等を事業者が、むしろ意図的に提出してこない以上、本

条例がいう「水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれ」もまた払拭されないと判断するしかない。

このような判断は、地方自治法が各地方自治体に命じる「住民の福祉の増進を図る」との観点からみても、むしろ適切なものであるというべきである。

本処分場は「水質を汚濁するおそれのある事業場」として規制対象に該当すると判断すべきである。

意見⑩

1 水源保護審議会の通知の法的性質

本件において水源保護審議会(以下、審議会とする)が行っている、伊賀環境サービス株式会社(以下、事業者とする)の大山田安定型最終処分場の設置及び運営(以下、当該事業とする)に関する審議は、伊賀市水道水源保護条例(以下、本条例とする)に基づいて、当該事業が、「水道に係る水道を汚濁し、又は汚濁するおそれがあると判断した場合において、当該事業を規制対象事業と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする」とされている(本条例 12 条 3 項)。

この通知がなされると、対象事業予定者は、規制対象事業場に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業の建設工事又は対象事業の変更に着手してはならないものとされている(本条例 13 条 1 項)。

このように本件通知は、事業者に対し、公権力が対象者の権利義務に対し直接具体的な法効果を生じさせるものであるため、行政訴訟法における「処分性」が認められ、通知は行政訴訟の対象となるものである。

2 審議の注意点

1 のように、本件で審議会が審議の上で事業者に対して行う通知は、行政庁の行う処分として行政訴訟の対象となることから、その審議の結果は、客観的な事実に基づいて科学的合理性をもって判断されなければならない。

そのため、技術的に不可能な条件や他の許可事例に比して過度な条件を提示したり、科学的・技術的・金銭的に問題のない対処を示している事業計画に対し、客観的根拠なく「それを履行するかどうかを信用できない」等の主観的な感想を理由に規制対象事業と認定することの内容に注意しなければならない。

仮に、その通知によって規制を受けた事業者が、審査請求や処分の取消訴訟を提起した場合、客観的根拠に乏しい判断では判断できない。

3 規制対象事業に該当するかどうかの判断基準

上記を踏まえ、当該事業が規制対象事業場に認定されるか否の判断基準は以

下の通りであると考える。

- ・当該事業が科学的に水質の汚濁を生じさせる事業であるか、また汚濁の度合いはどれほどのもので、汚濁の蓋然性はどの程度認められるか

- ・その汚濁に対して事業者が行うとしている対策は、科学的にどれほどの効果が認められ、技術的に実現可能なものか。また、その他の事業所と比べて一般的な基準を有しているか(仮に一般的な基準より重い対策を求める場合は、その対策を求めるだけの客観的に合理的な理由が必要)

- ・その提示した対策を実現できる経済力が認められるか。

※この判断において「対策を本当に行うのか信用できない」等の主観を介在させてはならない。その場合は、事業者が提示した対策を講じないと判断できる客観的根拠を示す必要がある。